

# 山梨県公報

第二千三百八号

平成二十五年

三月二十一日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

山梨県社会福祉村と総称する件の一部を改正する告示……………二〇七

土地収用事業の認定……………二〇七

道路の区域変更……………二〇八

廃川敷地等……………二〇九

河川区域の指定の一部改正……………二〇九

収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………二〇九

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二〇九

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(六件)……………二一〇

指定予定保安林の所在不分明通知……………二一四

### 人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二二五

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二二五

### 公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………二二五

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二二八

## 告 示

### 山梨県告示第九十九号

山梨県社会福祉村と総称する件(昭和五十一年山梨県告示第三百四十二号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

十を十一とし、四から九までを五から十までとし、三の次に次のように加える。

四 山梨県立育精福祉センター成人寮

### 山梨県告示第百号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下、「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 起業者の名称

甲州市

#### 二 事業の種類

甲州市学校給食センター建設事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 甲州市塩山熊野字八反田地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

甲州市学校給食センター建設事業(以下「本件事業」という。)は、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条の規定に基づき、義務教育諸学校の設置者である起業者が学校給食を実施するための施設として整備するものであり、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成十七年十一月に塩山市、勝沼町及び大和村の三市町村の合併により発足し現在に至っており、市内には十八の小中学校が設置されている。学校給食については、五箇所の共同調理場及び五校の単独調理場において調理し、市内全ての小中学校の児童、生徒及び教職員に給食している。

学校給食施設の衛生管理については、平成八年の腸管出血性大腸菌O一五七による大規模な食中毒の発生を契機に、文部科学省が平成九年四月に「学校給食衛生管理の基準」を制定し、その後、平成二十一年四月に改正施行された学校給食法で「学校給食衛生管理基準」が定められ、調理場内における二次汚染防止の観点から汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分するこ

となど、学校給食における衛生管理の徹底が図られてきている。

こうした中、起業者が運営している調理場は、建設後二十五年から四十年が経過しており、調理場内における汚染作業区域と非汚染作業区域の区分がされていないなど学校給食衛生管理基準を満たしていない状況にある。また、施設の老朽化や耐震化されていない施設があるなど安全で安心な学校給食を実施していく上で非常に多くの問題を抱えている。

このため、起業者は、本件事業を実施することとし、現在運営している五箇所の共同調理場及び五校の単独調理場については、今後の児童・生徒数の減少を見据えながら計画的に統合していくこととしたものである。

本件事業が完成すると学校給食衛生管理基準に基づき衛生的で安全な学校給食の実施ができ、児童及び生徒の心身の健全な発達に資すると認められることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は、工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防護柵を設置するとともに、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、埋蔵文化財包蔵地である起業地の事業の施行に当たっては、甲州市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し選定された四案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在運営されている調理場は、建設後二十五年から四十年が経過し、施設の老朽化及び耐震化への対応が必要な状況となつているとともに、調理場内における汚染作業区域と非汚染作業区域の区分がされていないという衛生管理上の問題もあり、安全で安心な学校給食の実施に支障を来すおそれが生じている。

以上の状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、起業地において調理する必要がある学校給食数を児童・生徒数の推移や教職員数等を基に算出し、当該給食数を調理するために必要な施設規模を決定している。駐車場等については、施設を運営していく上で必要となる面積にとどめており、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性  
以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。  
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
甲州市教育委員会教育総務課

山梨県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十五年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		

甲州市塩山上於曾字仲沢三二三番の三地先から 甲州市塩山上於曾字仲沢三二一番の七地先まで 甲州市塩山上於曾字仲沢官有無番地先から 甲州市塩山上於曾字仲沢三六〇番地先まで	新	旧
	一九・〇 二二・四	一九・〇 二六・三
	一三・二 一六・七	一三・二 一八・三

**山梨県告示第百二号**

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 滝沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十五年 月 日
- 三 廃川敷地等の位置 南アルプス市十日市場字河原添八九七番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一千八百七十一・三六平方メートル

**山梨県告示第百三号**

一級河川滝沢川に係る河川区域の指定（昭和四十八年山梨県告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横内正明

第十二号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百四号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により

山梨県公報 第二千三百八号 平成二十五年三月二十一日

指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次のとおり変更することを認めた。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	変更前	変更後	住所	氏名	変更年月日
	山梨市北二百六十一番地（日下部警察署内） 甲州市塩山熊野百五番地（日下部警察署塩山分庁舎内）	山梨市北二百六十一番地（日下部警察署内）	山梨市北二百六十一番地	財団法人山梨県交通安全協会日下部支所支所長 奥山嘉雄	平成二十五年四月一日

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年三月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人昭和ゆらぎの会
- 2 代表者の氏名 相澤文江
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町
- 4 定款に記載された目的

この法人は、より一層進展する高齢化社会の中で、高齢者を中心とした地域住民に対し、居宅介護支援、及び通所介護の場を提供して、介護・支援サービスに関する

る事業を行い、一人ひとりが安心・安全な環境の中で心豊かに生きがいを持って生活できるような地域社会を創造し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年三月十四日から同年五月十三日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字細野内五一四三（次の図に示す部分に限る。）	山口和
南都留郡道志村字細野五一八五（次の図に示す部分に限る。）	佐藤道三
南都留郡道志村字細野五一八六（次の図に示す部分に限る。）	大田昌美
南都留郡道志村字岩瀬沢丙六九五二（次の図に示す部分に限る。）	菅谷健治
南都留郡道志村字岩瀬沢六九五二（次の図に示す部分に限る。）	菅谷畔胤
南都留郡道志村字岩瀬沢乙六九五六（次の図に示す部分に限る。）	杉本ま須の
南都留郡道志村字大指乙八四六〇の二六	斎藤光豊
南都留郡道志村字矢崎一〇三八五	澤津勉、水越彦治

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字上中山九八四二（次の図に示す部分に限る。）	渡辺金七
南都留郡道志村字板橋沢九八七五の内一	渡辺まな
南都留郡道志村字善之木一〇三八八の二	杉本三作
南都留郡道志村字善之木一〇四四九（次の図に示す部分に限る。）	水越彦治

南都留郡道志村字川村一〇五〇の二	佐藤吉五郎
南都留郡道志村字白井平二二〇七二の内一（次の図に示す部分に限る。）	水越徳次郎
南都留郡道志村字白井平二二五一一（次の図に示す部分に限る。）	池谷太郎左門
南都留郡道志村字白井平二二五四の二（次の図に示す部分に限る。）	池谷高一郎

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百二十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年三月二十一日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南都留郡道志村字川原畑乙八二八一、字大指八四六〇の丙六一	佐藤利彦
南都留郡道志村字川原畑八三一〇の内甲、字大指八四六〇の一九、八四六〇の四五の甲、乙八四六〇の二七	佐藤呉二郎
南都留郡道志村字川原畑八三一〇の内八	佐藤小右衛門
南都留郡道志村字大指八四六〇の丙七六の甲	水越勇右衛門
南都留郡道志村字大指八四六〇の丙七一の甲	佐藤臺次郎
南都留郡道志村字大指八四六〇の丙六〇	佐藤伊義
南都留郡道志村字大指乙八四六〇の甲二一	佐藤与茂作
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙一一九	佐藤由太郎
南都留郡道志村字大指乙八四六〇の二二〇	佐藤金次郎
南都留郡道志村字三ヶ瀬一〇〇五二の内五一	池谷茂三郎

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横内正明  
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字宮の沢五三一（次の図に示す部分に限る。）	佐藤信吉
南都留郡道志村字子ツ沢五六・五九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	佐藤市太郎
南都留郡道志村字子ツ沢五八五（次の図に示す部分に限る。）	井沢鉄五郎
南都留郡道志村字子ツ沢五八六（次の図に示す部分に限る。）	佐藤桃太郎
南都留郡道志村字子ツ沢五八九	佐藤博通、佐藤カクエ
南都留郡道志村字中丸沢一八四八	佐藤美德
南都留郡道志村字小椿三九〇六（次の図に示す部分に限る。）	佐藤忠太
南都留郡道志村字椿後四四〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）	大房三治郎
南都留郡道志村字椿後四四六四（次の図に示す部分に限る。）	大房源泰

分に限る。）

南都留郡道志村字峯四四六五の一（次の図に示す部分に限る。）

佐藤浦夫

南都留郡道志村字西向一二六〇六の二、一二六〇六の九

天野傳長、池谷竹松

南都留郡道志村字今野二五八五の一（次の図に示す部分に限る。）

金子高一郎、佐藤佐太郎、佐藤愿、佐藤徳丸、半田善兵衛、半田兼平、山口秀太郎、山口藤太郎、山口爲之甫

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。(一)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字室久保乙七四九四（次の図に示す部分に限る。）	山口則義
南都留郡道志村字室久保七四九八（次の図に示す部分に限る。）	山口貞徳
南都留郡道志村字神地向九二五一の一（次の図に示す部分に限る。）	山口六郎左工門
南都留郡道志村字神地向九二五一の二	山口大法
南都留郡道志村字神地向乙九二六二（次の図に示す部分に限る。）	松屋合資会社
南都留郡道志村字神地向九二六五の四（次の図に示す部分に限る。）	山口兼吉
南都留郡道志村字神地向九二六五の内一の一（次の図に示す部分に限る。）	山口彦善
南都留郡道志村字道坂九五〇七の二〇（次の図に示す部分に限る。）	山口三之甫
南都留郡道志村字道坂九五〇七の一九・九五〇七の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	山口せい
南都留郡道志村字道坂九五一三、乙九五一三	山口源之甫
南都留郡道志村字向原九六九五（次の図に示す部分に限る。）	佐藤由松
南都留郡道志村字向原九六九五の内一二（次の図に示す部分に限る。）	水越佐忠
南都留郡道志村字向原九六六の二（次の図に示す部分に限る。）	渡辺権五

部分に限る。）	
南都留郡道志村字川原畑八一九六・八一九七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	佐藤源重
南都留郡道志村字大指八四六〇の内九（次の図に示す部分に限る。）	杉本也太郎
南都留郡道志村字大指八四六〇の内一〇（次の図に示す部分に限る。）	佐藤与茂作

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
- 平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九條の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南都留郡道志村字水ノ元一〇〇七九の一（次の図に示す部分に限る。）	杉本幸吉
南都留郡道志村字水ノ元丁一〇一六七（次の図に示す部分に限る。）	池谷久五郎
南都留郡道志村字善之木乙一〇七四〇の二（次の図に示す部分に限る。）	池谷傳吉
南都留郡道志村字善之木一〇七八〇（次の図に示す部分に限る。）	佐藤鉄藏
南都留郡道志村字板橋一七三三の二・一七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長田清七
南都留郡道志村字板橋一一八二（次の図に示す部分に限る。）	加藤一貞
南都留郡道志村字沢上り乙一三五六（次の図に示す部分に限る。）	長田関太郎
南都留郡道志村字沢上り乙一三六一（次の図に示す部分に限る。）	長田大治郎
南都留郡道志村字沢上り乙一三六三（次の図に示す部分に限る。）	長田基六
南都留郡道志村字沢上り一一三六九・乙一一三五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長田宙吉
南都留郡道志村字沢上り一一三七一（次の図に示す部分に限る。）	松屋合資会社
南都留郡道志村字堰口乙一五四一・字沢上り一一三六四・一一三六四の内一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）	長田隆作

<p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百六十号</p> <p>● 指定予定保安林の所在不分明通知 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 平成二十五年三月二十一日</p> <p>山梨県知事 横 内 正 明</p> <p>一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方</p> <table border="1" data-bbox="459 1167 598 2074"> <tr> <td>指定予定保安林の所在場所</td> <td>北杜市須玉町比志字反保七七四、七七六、七七七</td> </tr> <tr> <td>通知の相手方</td> <td>丸茂富太郎</td> </tr> </table> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	指定予定保安林の所在場所	北杜市須玉町比志字反保七七四、七七六、七七七	通知の相手方	丸茂富太郎
指定予定保安林の所在場所	北杜市須玉町比志字反保七七四、七七六、七七七			
通知の相手方	丸茂富太郎			

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十五年三月十一日山梨県告示第七十五号

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第四号

山梨県職員の特給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中「犯罪被害者支援室長」を「犯罪被害者支援室長」に改め、「生活安全対策室長」を「犯罪被害者支援室長」に改める。

官「に改め、「生活安全対策室長」を「航空整備官」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第五号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

「生活安全捜査室長

別表第七本部の項中 地域指導室長 を「サイバー犯罪対策室長」に、「検

視官」を「生活安全捜査指導官

視官」を「生活安全捜査指導官」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の五第二項中「第八条の三第六号」を「第八条の四第六号」に改める。

第十条の二第二項中「前条第一号から第五号まで、第八号」を「前条第一号から第四号まで」に改める。

第十条の三第二項中「おいては」の次に、「第十条第五号及び第八号に掲げる事務のほか」を加える。

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とし、第十一条の四から第十一条の七までを一条ずつ繰り上げる。

第十一条の八を削る。

第十一条の九第二項中「第十一条の七第四号」を「前条第四号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の十を第十一条の八とする。

第十三条の六第二項中「前条第二号から第七号まで」を「前条第二号から第四号まで及び第七号」に改める。

第十六条の五の見出しを「(交通管制センター)」に改める。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中「、地域指導室」及び「、生活安全捜査室」を削る。

表彰





附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十の次に次の一条を加える。

（運転免許証等の再交付申請の特例）

第十七条の十一 運転免許証及び運転経歴証明書の再交付の申請は、大規模災害時等の場合には第一条の規定にかかわらず、住所地を管轄する署長以外の署長を経由して行うことができる。

別表第一の二を次のように改める。

別表第1の2 (第15条関係)

取消処分者講習に関する細目

その1 四輪車

講 習 科 目		講 習 時 間
第 一 日	運転適性検査	60分
	導入	60分
	性格と運転の概説	60分
	適性診断結果による指導・助言	120分
	運転技能の診断	120分
第 二 日	危険予知運転の解説	60分
	場内での技能診断	150分
	安全運転実行のための指導・助言	90分
	講習から得られるものは何か	60分
講 習 時 間 合 計		780分 (13時間)

その2 二輪車

講 習 科 目		講 習 時 間
第 一 日	運転適性検査	60分
	導入	60分
	運転技能の診断(1-1)	60分
	性格と運転の概説	60分
	運転技能の診断(1-2)	60分
	適性・技能診断結果による指導・助言	120分
第 二 日	運転技能の診断(2)	150分
	危険予知運転の解説	60分
	安全運転実行のための指導・助言	90分
	講習から得られるものは何か	60分
講 習 時 間 合 計		780分 (13時間)

その3 飲酒取消処分者講習（四輪車）

講 習 科 目		講 習 時 間
第 一 日	呼気検査、運転適性検査	70分
	導入	40分
	性格と運転の概説	60分
	運転技能の診断	90分
	適性診断結果による指導・助言	60分
	アルコールスクリーニングテスト ブリーフ・インターベンション①	100分
第 二 日	呼気検査、危険予知運転の解説	70分
	場内での技能診断	60分
	安全運転実行のための指導・助言	60分
	ブリーフ・インターベンション②	60分
	ディスカッション	50分
	講習から得られるものは何か	60分
講 習 時 間 合 計		780分 (13時間)

その4 飲酒取消処分者講習（二輪車）

講 習 科 目		講 習 時 間
第 一 日	呼気検査、運転適性検査	70分
	導入	40分
	性格と運転の概説	60分
	運転技能の診断（1）	90分
	適性・技能診断結果による指導・助言	60分
	アルコールスクリーニングテスト ブリーフ・インターベンション①	100分
第 二 日	呼気検査、危険予知運転の解説	70分
	運転技能の診断（2）	60分
	安全運転実行のための指導・助言	60分
	ブリーフ・インターベンション②	60分
	ディスカッション	50分
	講習から得られるものは何か	60分
講 習 時 間 合 計		780分 (13時間)

別記様式第十四の五中「外国人登録証明書」を「在留カード等」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番